

令和6年度

# 教育行政方針

土佐清水市教育委員会

# 令和6年度 教育行政方針

土佐清水市教育委員会

## 土佐清水市 市民憲章

一つ、この海はわたらの海です。みんなで守りましょう。  
一つ、未来をにやうこどもです。みんなで育てましょう。  
一つ、働くことは日々のよろこびです。みんなで励みましょう。  
一つ、豊かな文化は市民のねがいです。みんなで高めましょう。  
一つ、かけがえのないいのちです。みんなで大切にしましょう。

### I 基本理念

- ①「ふるさとを愛し、ジョン万スピリットを持って日本や高知の未来を  
きり拓く人づくり」
- ②「学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく  
子どもたち」

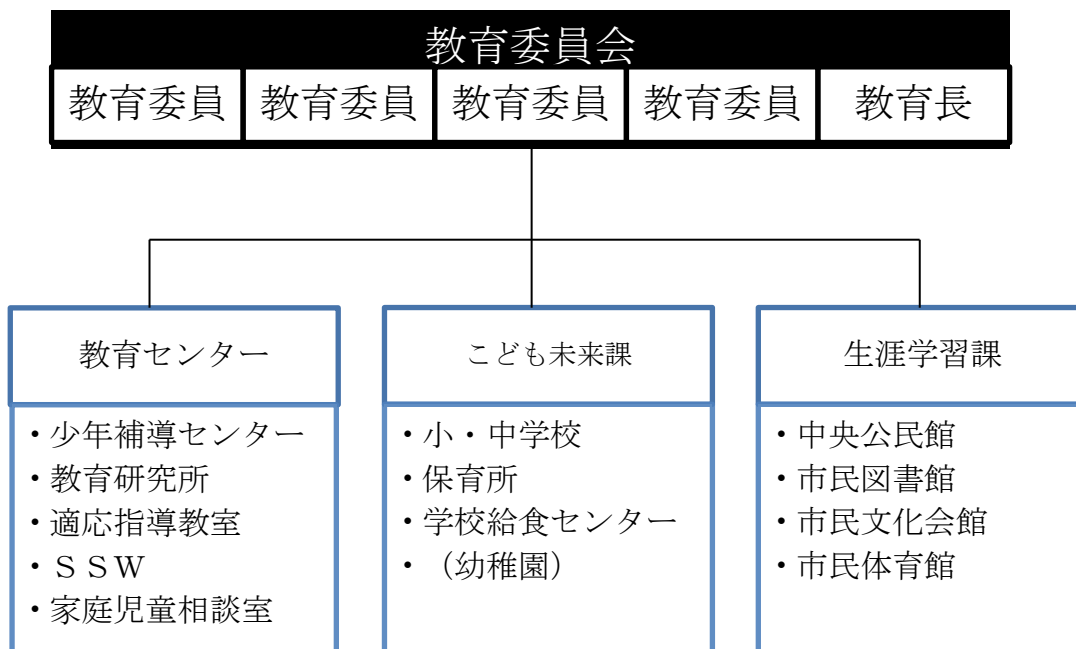
土佐清水市発展の原動力は「人」です。

市民の本市教育に対する期待と要請に応えて、活力と豊かで生きがいのある郷土づくりを実現するため、「ふるさとを愛し、ジョン万スピリットを持って日本や高知の未来を切り拓く人づくり」「学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく子どもたち」を基本理念として、大きな夢や志を持ち、「生きる力」の基礎となる知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成をめざす「土佐清水市教育振興基本計画Ⅲ」（令和3年度～令和6年度）に基づいた教育行政の推進に努めます。

そして、家庭・学校・地域社会及び行政が一体となった望ましい教育環境の整備と改善を図り、地域の実態に即した特色ある教育の創造に努め、「地域に根ざし、地域を育てる」魅力ある教育施策を推進します。

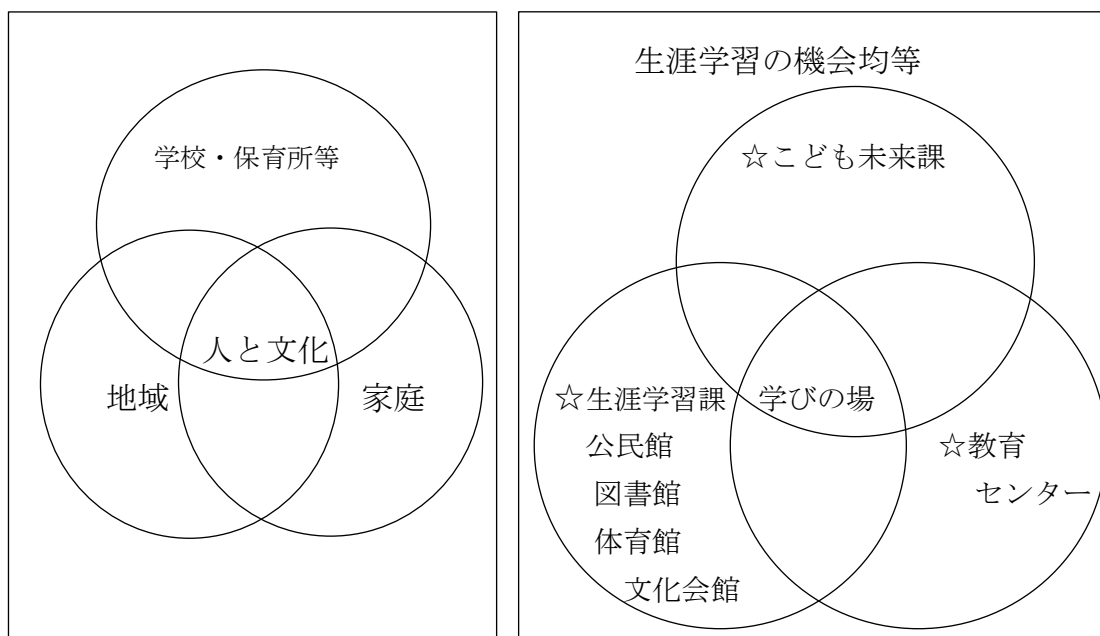
本年度も、令和の日本型学校教育の姿とされる「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向けて取り組むとともに、郷土の偉人、中浜万次郎のごとく、旺盛なチャレンジ精神や行動力、決断力そして困難にも決して諦めない逞しい心を育むための各施策を積極的に展開いたします。

1. 各機構関係



2. 生涯学習の機会

3. 生涯学習を推進するための各機関の関係



## II 保育・学校教育行政施策

急速に進む少子高齢化の進行は、市内の保育所や小中学校を取り巻く状況にも大きな影響を与えております。

教育委員会としましては、令和5年6月に策定した「土佐清水市立保育所・小学校統合実施プラン」に基づき令和5年度末をもって、下ノ加江保育園、下ノ加江小学校、幡陽小学校が休園、休校となり、令和6年度からは、保育所3園、小学校4校、中学校1校となります。

ここ数年の出生数の推移を勘案すると今後も児童等の減少が見込まれることから、本市の児童等の健全育成をはかり、将来必要とされる資質・能力を育成するための子どもたちにとって望まし

い環境づくりを推進するため、保護者の意向を的確に把握しながら、引き続き保育所・学校規模の適正化に取り組んでまいります。

また、子どもを中心に地域の特色を生かした「魅力ある保育所・学校づくり」に努め、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の育成に努めます。

全国学力・学習状況調査については、令和5年度、小学校は国・算の2教科、中学校は国・数・英の3教科での実施となっており、小学校においては、国語が全国平均正答率と同等、算数は全国を上回った結果となっております。

中学校においては、国語・数学とも全国・高知県平均正答率を上回っており、英語については、全国の平均正答率を下回る結果となっております。令和4年度と比べるとかなり改善されており、今後も調査結果等を分析したうえで、課題を明確にした授業改善等が必要であり、引き続き学校、保護者、関係機関が連携するとともに校内研や学年・教科部会、また、教育研究所と土佐清水市学力向上検討委員会が中心となり、各校の学力や学習状況を分析し、改善策を提言するなど、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力」の育成をめざして取り組んでまいります。

近い将来、発生が危惧されている南海トラフ地震等から児童・生徒の生命を守るため、地域と連携した防災訓練の実施、実践的な防災教育の推進をはじめ、児童・生徒が安心して生活が送れるよう、学校と地域が連携を密にし、児童・生徒の安全の確保に努めます。また、学校施設等の安全管理を徹底し、適切かつ迅速な修繕等を行うようにしてまいります。

次代の清水を担う子どもたちが、自信と希望をもって未来を切り拓いていけるよう、学校、保護者、地域、関係諸機関と連携を密にし、各施策を魅力あるものになるよう積極的に展開すると共に、それぞれの取組の検証を行いながら、計画的・効果的に推進してまいります。

## 1. 教育体制の充実に向けて

### (1) 教員の資質・指導力の向上

- ①校長のリーダーシップを高め、チーム学校の構築を図り、組織的なOJTにより教職員の力量アップに努めます。
- ②県教委、県教育センター等主催の研修への積極的な参加を進めます。
- ③西部教育事務所と連携し学校を支援します。
- ④職業能力育成型人事評価制度を活用し、若年教員を含む教員すべての人材育成及び指導力の向上を図ります。
- ⑤外部講師招聘及び関係機関との連携を通して、学校経営及び校内研修の充実を図ります。
- ⑥教員が日常的にICTを活用した教科指導を実践できる力を育成するため、ICTを効果的に活用した授業実践に関する研修への参加を推奨し、デジタル教育の推進に対応できる資質・指導力向上を図ります。

### (2) 教職員の働き方改革の推進

- ①統合型校務支援システムにより教職員の勤務時間管理の徹底を図るとともに、定時退校日や最終退校時刻の設定等の取り組みを更に促進し、教職員の勤務時間の適正化に努めます。
- ②教員業務支援員等を配置し教員の業務負担の軽減を図ります。
- ③共同学校事務室より、事務未配置校への事務支援を行い、事務負担の軽減を図ります。統合型校務支援システムにより事務の一元化を図ります。
- ④夏期休業期間の学校閉庁期間を設定し、休暇取得を促進し、健康維持と公務能率化を図ります。
- ⑤関係機関と連携し、部活動の地域移行を進めます。

### (3) 特色ある学校づくりの推進

- ①学校、地域の特色を生かした魅力あるふるさと教育を推進します。
- ②キャリア教育の推進を支援します。
- ③各学校の研究主題に沿った校内研修の充実と強化に努めます。
- ④各学校の教育課題の解決のため、学習支援員等の人的支援を行います。

### (4) 社会に開かれた教育課程・学校づくりの推進

- ①地域の教育力の活用等、地域と連携し、学校や地域の実態に応じた社会に開かれた教育課程及び学校づくりを推進します。
- ②学校の教育機能や学校施設の開放に努めます。
- ③学校、家庭、地域との連携・協働による教育活動の充実に努めます。

④学校ホームページや学校・学級だより等により広報活動に努めます。

## 2. 教育内容の充実

(1) 基礎学力の定着と学力向上及び主体的・対話的で深い学びの実現

- ①教育内容の充実を図ります。
- ②標準授業時数を確保した上で、児童生徒にとって過重負担とならないように適切な授業時数を設定し、指導の充実を図ります。
- ③研究指定校の導入とその成果の普及に努めます。
- ④標準学力調査や全国・県の学力調査結果などを学校や学力向上検討委員会等で調査・分析し、授業の創造と学力向上に努めます。
- ⑤学力向上に向けた「学校経営計画」が確実に履行されるよう支援します。
- ⑥へき地複式教育の充実を図ります。
- ⑦児童生徒の実態に応じた「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、タブレット端末等のICT機器を積極的に活用した指導・支援の充実に取り組みます。
- ⑧「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向け、AI型デジタルドリルを活用した新たな指導方法の研究に努めます。

(2) 保・幼・小・中・高の連携

- ①教育の魅力化推進コーディネーターを配置し、小学校1年生から高校3年生までの一貫性のある学習プログラムを作成し、計画的に実施していくことにより小中高一貫教育の推進を図ります。
- ②中一ギャップ解消・学力向上に向けた小中連携事業の推進と発展に努めます。
- ③外国語活動において、小・中・高等学校間での連携を強化し、授業や校内研修等の充実を図ります。
- ④保幼小連携及び小規模校の交流学習の推進を図ります。
- ⑤高知県保幼小接続期実践プランを活用し、保幼小連携の推進に向け取り組みます。
- ⑥統合型校務支援システムを活用し、小・中・高等学校間の情報共有の推進に努めます。

(3) ふるさとを愛する教育の推進

- ①教育の魅力化推進コーディネーターを配置し、ジョン万次郎を核とした学習プログラムを作成しふるさと教育の推進を図ります。
- ②自然・歴史・文化などを取り入れた授業づくりに努め、地域を愛し誇りに

思う子どもを育成します。

- ③土佐清水市のくらし、ジョン万次郎やジオパークの副読本等郷土資料の積極的な活用を図ります。
- ④郷土史家等を講師とした現地学習などにより、ふるさと・ジオパーク学習を推進します。

#### (4) 外国語活動の推進

- ①令和5年度より高知の魅力発信グローバル人材育成事業を2年間の指定で取り組み、小中高一貫した英語教育の推進を図ります。
- ②「授業づくり講座」の指定を受け、英語科指導方法の研究に取り組みます。
- ③外国語指導助手（ALT）の派遣を積極的に行います。

#### (5) 進路指導・キャリア教育、体験活動の充実

- ①小中の発達段階に応じた系統的なキャリア教育の推進に努めます。
- ②各界のプロフェッショナルによる講演会の開催などにより、夢や志を育む教育の展開を図ります。
- ③「志」作文ジョン万コンクールを実施し、志を持った児童生徒の育成を推進します。
- ④キャリアノートの活用に取り組みます。
- ⑤各地域で清掃等奉仕活動や高齢者介護施設等への訪問活動を展開します。
- ⑥地域の防災訓練等行事へ参加するなど体験学習の充実に努めます。

#### (6) いじめ・不登校・問題行動等への支援体制の充実

- ①学校生活アンケートや hyper - Q U の実施と、児童生徒の実態把握に努めます。
- ②SC と SSW、ヤングケアラーコーディネーターの配置をはじめ、教育センター等、各機関と連携して支援体制を充実します。
- ③校内支援委員会を開催し関係者や関係機関等と連携した支援に努めます。

#### (7) 特別支援教育の推進

- ①特別支援教育学校コーディネーターの育成を図ります。
- ②特別支援教育支援員を配置し、生活や学習面等で特別な支援が必要な児童生徒に対して支援を行います。
- ③校内支援委員会などにより個別の支援計画の作成等、個別支援の必要な児童生徒を積極的に支援します。
- ④関係機関との連携を深めながら、教育支援委員会の活性化を図り、適切な

就学指導に努めます。

- ⑤就学前機関と小学校との円滑な連携に努めます。(個別の指導計画等の作成及び引き継ぎシートの活用)

#### (8) 人権尊重社会をめざした教育の推進

- ①命を大切にす教育を推進します。
- ②就学前教育・学校教育・地域教育等の連携を図りながら、全ての人権課題(同和問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、H I V感染者等、外国人など)の解決と人権尊重の社会をめざした教育を総合的に推進します。
- ③小中学校の人権教育担当者会を中心に9年間を見通した人権教育の充実に努めます。
- ④人権講演会や人権参観日等、保護者や地域と連携した人権教育の展開に努めます。

#### (9) 道徳教育の充実

- ①土佐清水市道徳教育推進協議会の充実に努め、「考え・議論する道徳」の実践を目指します。
- ②道徳参観日等、保護者や地域と連携した道徳教育の推進に努めます。
- ③道徳教育の全体計画と道徳の時間の年間指導計画をもとに、指導・充実に努めます。

#### (10) 読書教育活動の推進

- ①学校図書館の活性化を図り、読書教育活動を支援します。
- ②県の事業や関係機関と連携した読書教育の推進に努めます。
- ③新聞を活用した教育活動を推進します。

#### (11) 体力向上と学校体育の充実

- ①教員の研修会への参加奨励や校内授業研修の充実、外部人材の招聘などにより、児童生徒の体力向上、運動習慣の定着に努めます。
- ②体力・運動能力等調査を活用し、体力・運動能力の向上を図ります。
- ③部活動休養日等の定着を図ります。

#### (12) 基本的生活習慣及び学習習慣の確立

- ①P T A活動や保護者との連携により、基本的生活習慣の定着を図ります。
- ②放課後等学習支援員を配置し、放課後や長期休業期間中の補充学習に努めます。



(13) 安全教育・防災教育の推進

- ①大学教授等、防災の専門家を招聘し、防災教育の推進に努めます。
- ②市消防や自主防災組織、家庭等と連携して、自然災害に備えた安全教育を推進します。
- ③地震・津波等自然災害などに備えた安全教育と危機管理マニュアルを活用して、非常時における避難訓練等を行います。
- ④警察や防災アドバイザーなど専門知識を持つ関係機関等と連携して、教職員の危機管理能力、救急対応力を高めると共に通学路や避難場所等の点検や対策を図ります。

**3. 教育条件・環境の整備**

(1) 学校施設・設備の充実・整備の推進

- ①施設・設備のメンテナンスや空調整備を計画的に実施します。
- ②南海トラフ地震をはじめとする自然災害に備えた危機対応を推進します。

(2) 学校給食・食育の推進

- ①学校給食の円滑な推進に向け、学校給食センター、学校、保護者等と連携して取り組みます。
- ②関係機関と連携して地産地消を推進します。
- ③栄養教諭を中心に学校や地域、関係者等と連携して食育を推進します。

### Ⅲ 生涯学習行政施策

生涯学習とは、一人ひとりが、自分の人生を楽しく豊かにするために、生涯の様々な時期に、自由な意思に基づき、自分に適した手段・方法によって、生涯にわたって行う活動です。学校教育、社会教育、個人の自学自習など、生涯学習振興行政は、社会教育行政や学校教育行政において個別に実施される教育に関する施策を、総合的に調和・統合させるための行政と位置づけられています。

本市においても、全ての市民が多様な個性・能力を伸ばし、“誰もがいつでもどこでも”学習できる社会の実現を目指し、全ての市民を対象に、芸術・文化・伝統芸能などを生涯にわたって、それぞれの興味や目的に応じた学習機会が提供できることを目標として施策を進めています。

また、本市では、少子高齢化による慢性的な人口減と、共働き世帯の増加により社会全体で子育てや家庭教育を支える環境が弱体化している現状を踏まえ、「地域コミュニティづくり」と「青少年の健全育成」が課題となっています。

共に生き支え合う「地域コミュニティ」の再生と活性化は、生涯学習社会を実現する基盤として必要不可欠であり、自然体験学習やボランティア活動、また、学校外や放課後児童の居場所づくりなど、地域住民や関係諸団体とも連携し家庭・学校・地域の相互関係再構築を計画的に取り組むことで、子どもたちの「健全育成」と「地域の元気」づくりを進めます。

#### 1. 社会教育環境の整備と拡充

社会教育環境の整備・拡充は、個人の学ぶ意欲や社会の要請に応じて行われ、計画的な整備や修繕を行うとともに、施設の長寿命化を図るため適切な維持管理を行っていく必要があります。

本市には、社会教育の中核施設と位置付ける中央公民館や市民体育館、芸術文化の拠点である市民文化会館があります。

これらの施設の有効活用を図るため、指定管理者との連携を図り市民のニーズにあった学習メニューや開催日程など、質・量双方からの拡充を進めます。

さらに、芸術・文化の振興を目的に、各社会教育施設を拠点として活動している市内の社会教育団体や各種サークルなどの活性化を図るため、各指定管理者とともにこれらの団体の要望を把握し積極的な活動支援を行います。

#### 2. 子どもの健全育成と居場所づくり

次世代の担い手である子どもたちが自己を確立し、心豊かに成長するために学校家庭・地域が連携し人間性を育む取り組みを推進していく必要があります。全ての保護者が安心して子育てや家庭教育を行うことができるよう、地域住民や学校、PTA、子育てサークル、NPO、企業など、様々な人が関わり合い、社会全体で子育て

を行い、家庭教育を支え、見守り合う社会づくりを目指し、集団活動や体験活動ができる「子どもたちの安全・安心な居場所づくり」とその活動を支える「地域ボランティアの確保・拡充」に努め、放課後児童クラブや放課後こども教室及び地域学校協働本部事業等の教育支援活動を継続して実施し、子どもの健全育成を図るとともに、学校・家庭・地域が連携したまちづくりを進めます。

### 3. 文化財の保護と活用

文化財は、多くの人々の手によって自然環境や社会を反映して生まれ、継承されてきた市民共有の財産であり、歴史や文化を正しく理解し、文化の向上・発展を図る基礎として将来にわたって継承されるものです。

令和5年度末に『新土佐清水市史』が刊行となり、これを市民のための地域学の基軸書として、生涯学習や学校教育に活用していくことが大切です。

過疎化が進行する中で学校が休校・廃校となり、貴重な学校資料が散逸しようとしています。学校資料をはじめ、市内外に残される貴重な資料等が急速に失われる中、これらの資料を保存し、市民の財産として後世に正しく伝えることが大きな課題となっています。

また、遍路文化の・四国八十八箇所霊場巡拝の歴史の中で培われてきた「遍路文化」は、四国共通の文化・アイデンティティとして、次世代に引き継いでいく重要な文化であり、今般、世界的にも注目を集めています。

金剛福寺道真念庵周辺道（0.6km）については、今後、国史跡となるように継続して取り組んでまいります。

また、「ふさると元気基金」を活用するなど遍路道の環境整備をはじめ保存・活用に努めていきます。

### 4. 生涯スポーツの振興

スポーツの果たす意義役割を考えたとき、市民のニーズや期待に適切に応え、スポーツ活動が継続的に実践できるよう、また、競技力の向上につながるようなスポーツ環境を整備していくことは、地方公共団体にとって重要な責務です。このことから、市民の誰もが、それぞれの体力や年齢・技術・興味・目的に応じてスポーツに参加することができるスポーツ環境の整備・拡充を図り、市体育協会・スクラム等関係団体と連携を図りながら生涯スポーツの推進に努めます。

また、生徒にとって望ましい持続可能な部活動と学校の働き方改革の実現に向けて、「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる」という意識の下、地域のスポーツ指導者が部活動の指導に関わり、地域スポーツクラブの中で生徒を受け入れることで、より専門的な競技指導や、地域で子どもを育てるシステムの構築と教員の部活動の負担の軽減を目指して、地域部活動の推進に引き続き取り組んでまいり

ます。

## 5. 人権教育の推進

人権問題を解決し、あらゆる差別のない社会を実現するためには、人権尊重の精神をすべての人々が当然のこととして身につけ、互いに相手の立場を理解して、豊かな人間関係を広げることや、積極的に社会参加できることが大切です。

これまで人権尊重に関する施策が幅広く推進されてきましたが、今なお様々な人権問題が存在しています。インターネットによりコミュニケーションの輪が広がり便利になる一方で、インターネットを悪用した人権侵害が大きな社会問題となっています。

これらの課題解決に向け、市民一人ひとりが自ら考え行動し人間の尊厳と人権が尊重される社会実現のため、「人権を尊重する社会づくり」行動計画2021を基にじんけん課及び関係団体等と連携し、全ての市民が人権について正しく理解し、人権意識を高められる「人権教育」「人権啓発活動」に引き続き取り組みます。

また、令和3年度に就学前教育、学校教育、社会教育など教育の分野における施策の推進計画として策定した「土佐清水市人権教育推進計画」について、毎年、各分野の進捗状況を精査して、人権課題の解決のため取り組んでまいります。

## IV 教育センター行政施策

### 1 基本目標

急激な少子高齢化や過疎化の進行、家族形態の変容、価値観の多様化、情報化の進展とともに、社会情勢も大きく変化しています。

地域社会においては、その繋がり希薄化により、これまで子どもたちに対人関係のルールを教示し、自己規律や共同の精神をはぐくみ、伝統文化を伝える役割を担ってきた家庭や地域社会の「教育力の低下」が問題視され、久しくなります。

いじめや不登校、児童虐待、育児放棄、子どもの貧困、社会的自立が困難な青少年の存在、福祉制度の狭間に存在するヤングケアラー、ネット利用による犯罪やトラブル等、子どもや青少年をめぐる問題の背景にはこの「教育力の低下」があると指摘されており、このことは深刻化、多様化し、大きな社会問題にまで発展するとともに、その対応、対策も求められています。

このような状況の中、かけがえのない存在である子どもや青少年が夢や希望を持ち、豊かな心や社会性を身に付け成長していける良好な社会環境や教育環境の整備、さらには家庭における児童福祉の向上を目指して、教育センターでは、「教育研究や調査活動の取組・支援による本市教育の充実・強化、不登校児童生徒の未然防止・早期発見早期対応」・「スクールソーシャルワーカー(SSW)による生徒指導上の課題に対しての児童・生徒の支援」・「不登校児童生徒の自立を支援する適応指導教室の充実」・「規範意識を持った児童生徒の育成及び非行防止を目的とした寄り添う補導による青少年の健全育成の充実」・「個々の子どもや家庭に対する効果的な援助による子どもたちの福祉の向上・その権利の擁護」を基本とし、土佐清水市教育振興基本計画に則りながら、教育センター内に配置する教育研究所・適応指導教室・少年補導センター・家庭児童相談室・SSW及び令和4年度から配置しているヤングケアラーコーディネーターによる教育や福祉の連携強化を図ることで、家庭・学校・地域のほか関係機関とともに次の事項を重点目標として取り組みます。

### 2 重点目標

#### (1)少年補導センター

少年補導センターにおける補導件数や子どもたちの問題行動はほとんど見られず、比較的落ち着いている状況と言えますが、全国的な特徴として、SNSを通じたいじめやトラブルの頻発、ネット依存症、有害情報の氾濫のほか、インターネット等を介し青少年の問題行為に発展するなど、非行・犯罪行為に巻き込まれるといった事例も発生しており、このことは本市にとっても決して例外ではありません。

このような状況をふまえ、少年補導センターの取組みとしては、令和6年度から配置予定の補導専門職員、スクールガードリーダーや清水警察庁舎等と連携し、「街頭補導活

動」、「補導相談活動」、「環境浄化活動」、「広報・啓発活動」、「研修活動」に努め、その業務を継続的に推進していきます。

今年度も、学校・警察・関係機関と連携し補導活動の充実に努め、非行・犯罪行為の未然防止・予防活動の取り組みを行います。また、落書き等の環境浄化活動の強化や SNS 等の書き込みの定期的なパトロールにより、いじめや人権侵害等の予防に努める等有害環境の改善を目指すとともに個々の非行問題の実態に応じた少年の健全育成の充実を図ります。

近隣市町村では、不審者による声かけ事案の発生や不審車両の目撃等も報告されており、子どもが犯罪被害や交通事故に巻き込まれることが危惧されます。そこで、子ども見守りカメラ監視による通学路の安全・安心の確保はもちろんのこと、スクールガードリーダー2名体制による「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」を継続するとともに、関係機関と連携し「地域ぐるみ」で子どもたちへの声かけ・見守り活動を推進します。

また、多様化する相談活動に対応するため、関係機関と連携を密にしながら一体となった相談活動の充実を図ります。

## (2) 教育研究所

本市教育の振興と充実強化を図るため、学校単位で取り組む教育課程・課程外の分野に応じた研究活動について支援・助成を行うとともに、市内教職員の自主的研修を推進する教育研究集会の充実を図り、教職員の資質・指導力向上のための支援・援助にも努めます。

また、定期的な学校訪問等を通じ、不登校や生徒指導上の問題等の解決に向け、SSWや適応指導教室、ヤングケアラーコーディネーター等と連携した支援を行い、不登校児童生徒の未然防止と早期対策として、「あすなろネットワーク」を引き続き組織化し、研修を実施します。この構成員が教育支援コーディネーターとして、その成果を実践し、役割を果たすことで、各校における課題に対する対応力等の向上をめざします。

教育活動支援の一環として、子ども達が郷土の偉人ジョン万次郎の功績を顕彰するとともに、故郷を愛し、ジョン万スピリットの精神を育み成長できるよう、発達段階に合わせて学習できるよう作成した紙芝居や絵本を活用した教育現場における取り組みの支援、並びに小学校 3～4 年生向け社会科副読本のデジタル化などを活用した取り組みを引き続き支援します。

## (3) 適応指導教室

適応指導教室では、対象児童生徒が将来、精神的・社会的に自立し、豊かな人生が送れるようそれぞれに応じた支援を行います。そのためには、まず児童生徒の居場所づくりに努め、児童生徒自らが主体的に自立できるよう支援(情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談、適応指導等)するとともに、保護者へ適切な対応

を行います。

あわせて、学校、家庭、教育研究所、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、少年補導センター、家庭児童相談室、ヤングケアラーコーディネーターのほか関係機関とも連携し、課題の共有を図りながらより充実した適応指導ができる体制づくりに努めます。

#### (4)スクールソーシャルワーカー

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うため、引き続き、スクールソーシャルワーカー活用事業により2名体制で対応します。

厳しい環境にある支援が必要な就学前の子ども(5歳児)と保護者についても、生活習慣や生活環境の改善に向けた助言や指導等を保育者と連携して、円滑な小学校への入学に繋がります。

なお、近年、不登校や困難を抱える児童生徒が増加傾向にあることから、その対策として、アウトリーチ型スクールカウンセラーやヤングケアラーコーディネーター、各校の不登校対応教員等関係機関とも連携した取り組みにより、信頼関係の構築に努め早期解決をめざします。

#### (5)家庭児童相談室

児童虐待相談ケースなど緊急かつより高度な専門的対応が求められる一方で、育児不安等を背景に、身近な子育て相談ニーズも増大しています。

こうした虐待対応や児童家庭福祉に係る各般の問題や相談につき、教育センター内の職員が連携して取り組むとともに、常勤職員の配置・職員の専門性の向上により相談支援体制の充実を図り、児童が抱える問題や児童の真のニーズ、児童の置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々に応じた効果的な支援を行います。

また、ヤングケアラーコーディネーターや児童福祉に係る多様な機関との連携した取り組みにより、よりきめ細やかな対応、迅速かつ効果的な援助や児童福祉の向上・その権利の擁護に努めます。

特に、要保護児童に係るケースについては、緊急時や万一に備え、常時の見守り、頻繁な状況把握、保護者との信頼関係の構築等が必要であることから、児童福祉に係る多様な機関との連携を密にし、情報共有・支援策の検討を行いながら、土佐清水市から犠牲者を出さないよう虐待の発生予防と早期発見、発生時の迅速的確な対応に努めます。

児童福祉法の改正により、児童福祉の相談窓口と母子保健の相談窓口を一本化し、妊産婦や子育て世帯の支援を一層強化させる相談機関として「こども家庭センター」の設置が努力義務となり、本市においても、こども家庭センター設置に向けて、効率的な業務を

行うための組織体制の検討を行います。

#### **(6) ヤングケアラーコーディネーター**

ヤングケアラーは、自立的に生きる力の基礎を培い、人間としての基本的な資質を養う重要な時期であるにもかかわらず、健康と生活の質の低下に苦しむ可能性があり教育や訓練の機会を逃すことがあります。ケアの責任を有していない他の子どもと同じライフチャンスと心身の健やかな成長と発達を図られるように、ヤングケアラーを早期に発見し、支援ニーズを特定するためのアセスメントを福祉部門と教育部門を交えて行います。

子どもが抱えるニーズを家庭内でとらえることで、ヤングケアラーの担うケアの作業や責任を減らし、子どもの権利を擁護し、柔軟な教育サポートの提供を図るなど、貧困の連鎖解消に努めます。